

田沼裁判の意義

福祉のあり方への問いかけ

松尾 純子

はじめに

- 1 発病から提訴まで
- 2 提訴の理由
- 3 裁判の経過と争点
- 4 田沼裁判の意義

おわりに

田沼裁判関連年表

はじめに

田沼裁判とは、東京都の重度心身障害者手当の受給資格に該当しないとされた田沼肇氏が、その取消しを求めたものである。田沼氏は進行性核上性麻痺という神経難病に罹り、1987年の発病から13年間の闘病の末、2000年に亡くなった。非該当決定取消しの訴えは、東京都への異議申立てとして1994年になされ、それが96年に棄却されると、同年東京地方裁判所に処分取消しの行政訴訟として提起された。裁判は上告審まで続けられたが、いずれも敗訴に終わった。裁判を支援する人びとによって「田沼裁判の会」がつくられ、傍聴、ニュースの発行、署名運動や学習会などが行なわれた。

田沼氏は社会政策・労働問題の研究者であった。法政大学大原社会問題研究所の研究員を経て同大学社会学部教授を勤めた。また、労働運動や原水爆禁止運動、被爆者運動に参加するなど、実践的な活動に携わる運動者であった⁽¹⁾。こうした経歴の田沼氏は、心身の自由を失いながらも、晩年の研究と運動の場を田沼裁判に求めたのである。実践から生じる課題に研究者として応えようとする姿勢は、発病後も変わることがなかった。病状が悪化するさなかの編著『労働運動と企業社会』の「まえがき」には次のようにある。

「難病により身体障害者になったことは、私にとって、たんに身体が不自由になったことだけでなく、社会の矛盾がもう一つ明らかになる窓が開かれたことをも意味した。私は、自分が直

(1) 発病以前の略歴と業績は、田沼明子編『田沼肇執筆目録 - 1986年4月18日現在』私家版、1986年、五十嵐仁「田沼肇先生のご逝去を悼む」『大原社会問題研究所雑誌』504号、2000年11月を参照されたい。

面している現実には、従来の労働運動研究の理論的枠組みを超えている問題が多いことを痛感している。

社会保障の充実と障害者の人権の擁護は、保障や擁護を受ける者にとっての切望であるだけでなく、保障や擁護を与える側の人々にとっても、自分の人間としての生命の質の向上に役立ちうるものではなかろうか。

もちろん、障害者の一人になった私自身の立場からすれば、社会保障や人権擁護の充実を要求する運動は、誰よりもまず障害者たち自身が連帯して自主的に力を尽くすべきことである。とはいえ、障害者はそのため必要な気力と体力をもちえないことが稀でないことを、私は時折り実感する⁽²⁾。」

ここには、身体障害を“新しく開かれた窓”ととらえ、その窓から従来の運動や研究を再考しようとする姿勢が明確である。そこから、「人間としての生命の質の向上」と“当事者が運動する力の不足”という2つの論点を提起した。田沼氏にとって田沼裁判とは、何よりもこの問題への取組みであったのではないだろうか。

裁判の記録は田沼氏および妻の祥子氏の強い意志によって保存・整理された。本稿は、この田沼裁判資料をもとに、発病から提訴に至った経緯や裁判の争点と裁判を通じて田沼氏が提起した問題を整理することによって、田沼裁判の意義を明らかにしたい。

1 発病から提訴まで

田沼氏が手足のふるえや歩行障害などの体調不良を自覚したのは1987年夏であった。翌年2月にパーキンソン病と診断され治療がはじめられた。しかし、田沼裁判関連年表(91頁)にもあるように病状は悪化し、93年には退職を余儀なくされた。95年になって、病名はパーキンソン症状を伴う進行性核上性麻痺(Progressive supranuclear palsy, 略称PSP)と確定した。裁判の争点や意義を理解するためにはこの神経難病の概略を知っておく必要がある。ここでは、田沼氏の主治医のひとり、確定診断を下し、裁判で証人となった岩田誠神経内科医師の文章からまとめておきたい。

田沼氏は、1995年2月の入院時には、筋強剛と無動という症状により、自分で歩くことはおろか立ち上がることもできず、ほとんど寝たきりの状態だった。筋強剛とは、筋肉が固くこわばってしまうことで、このために自由なすばい運動が妨げられる。田沼氏の場合にはこれが特に首から上に強く生じ、声を出すことや食べることも非常に不自由になった。また無動とは、麻痺もないのに、動作が少なく、遅く、小さくなる現象で、このため日常生活のすべての動作を行なうのに通常では考えられない程の努力を払わなければならない。これらの症状はパーキンソン病でも見られるが、治療薬によって症状は劇的に改善する。しかし、田沼氏の場合には次第に進行し、しかも錯覚や幻覚あるいは妄想といった、薬の副作用としてよく見られる症状も生じた。脳をMRIで検査した結果PSPに特徴的な中脳の萎縮が認められたため、診断が確定した。

(2) 田沼肇編『労働運動と企業社会』大月書店、1993年、4頁。

田沼裁判の意義（松尾純子）

PSPは比較的まれな病気で、有効な治療法がなく、原因もまったくわかっていない。この病気は確実に進行し、やがてすべての日常動作ができなくなり、自分の心を表現するすべもなくなり、発病後10年以内に亡くなる方が多い。田沼氏の病気もそのように進行したが、予想よりずっと緩徐で、発病後10年以上を経た時点でもなお、親しい人達に会い、音楽を聴き、食べることを楽しみ、世の中の不正義に憤り、強く自己を主張していた。しばしば幻想の世界に身を置きながらも、病気に対する抵抗の姿勢を崩さなかった。これは、田沼氏自身の中に潜む強い意志と、祥子氏をはじめとする介護者の懸命の努力の結果だと思われる。しかし、嚔下の障害による誤嚔から肺炎を併発し、重症の感染症と闘ううちに体力を使い尽くし、全身衰弱によって2000年8月に亡くなった⁽³⁾。

裁判の代理人を引き受けた上田誠吉弁護士は、「田沼裁判が問うもの」と題する文章で、田沼氏と同年で60年近く公私を通じ深い交友を続けてきた間柄であり、“代弁者”としてこの裁判について説明すると述べた後⁽⁴⁾、医師の予想をはるかに超えるほどに病気の進行を遅らせた「懸命の努力」について、次のように続けている。

「この病気〔PSP〕はパーキンソン病と症状は重なりあいますが、しかし全く別の病気で……有効な治療方法はありませぬ。それならば全く寝たきりなのか、というとそうではありません。被爆者援護運動や原水協、革新懇などの集会に出席し、平和行進の出発にあたっては夢の島まで行って参加者を激励します。もちろん車椅子に乗って、複数の介護者が同行した上でのことですが、コンサートにいった音楽を聴き、裁判には毎回出廷します。読み書きの自由は失いましたが、しかし耳から入る情報は正確に聞きとって理解できますから、自宅での研究会や音読会は大歓迎です。彼は出席した集会や訪ねてくる友人たちの楽しい会話をしばし黙って聞いており、やがて彼の心と神経の回路がつながってくると、その固い表情が緩み、眼は輝きだして短いけれどその場にあった発言をします。被爆者の集会で共感する発言には拍手さえしようとします。このとき彼の筋肉は動くのです⁽⁵⁾。」

原因不明で治療法のない進行性の神経難病に罹った田沼氏には、適切な介護こそが唯一の治療とも言えるものであった。充実した介護を実現するために、田沼夫妻はあらゆる公的・私的サービスを利用しつつそうとした。努力の跡は年表からも多少はうかがえるが、東京都が条例で定めている重度心身障害者手当への受給申請もその一環であった。この条例の主な内容は次のとおりである。

（目的）

第一条 この条例は、心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 岩田誠「田沼肇さんの病気について」『田沼肇さんを偲ぶ会』〔パンフレット〕、2001年、5-6頁。

(4) 上田誠吉「田沼裁判が問うもの」東京革新懇・「人間講座」運営委員会編『今日を生きる - 「田沼裁判」が問いかけるもの』1999年、37-38頁。

(5) 同前、38-39頁。

(支給要件)

第二条 重度心身障害者手当(以下「手当」という。)は、東京都の区域内に住所を有する者であつて、心身に、別表に定める程度の重度の障害を有するもの(以下「重度心身障害者」という。)に支給する。

別表

三 重度の肢体不自由者であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、坐つていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの⁽⁶⁾

1993年3月、田沼氏は国の特別障害者手当と都の重度心身障害者手当の受給を申請した。特別障害者手当は翌月に認定されたが、重度心身障害者手当については、12月に資格認定のため東京都心身障害者福祉センターで診察を受け、翌年1月、条例の「別表に定める程度の障害を有しないため」、受給資格に該当しないという通知を受けた⁽⁷⁾。田沼氏は3月、都に対して異議申立てを申請した。

2 提訴の理由

「障害者の生活実態から出発して、該当の認定をおこなうべきである」という論点の解明のために異議申立てをしたと、田沼氏は1995年に出した『私のなかの平和と人権』で書いている⁽⁸⁾。本書はさらに、憲法と地方自治法の理念にそつた“権利としての福祉”を保障する国や地方自治体の責任と、そこで働く者の役割の大きさを次のように指摘している。

「ひとしく平和に生きる憲法理念と、住民の安全、健康及び福祉を保持するという地方自治法の理念にそつた施策の確定を行政に迫り実行する、自治体労働者の役割は大きい。さまざまな生活体験をもつ人びとへの理解を育みながら地域で働く 人間の質の向上に結びつく重要な窓がここにもある⁽⁹⁾。」

“権利としての福祉”の実現は、“福祉を与える側”にとつての「人間の質の向上に結びつく重要な窓」であるとされた。また、福祉を権利として要求する運動のあり方についても、「『必要な気力と体力をもちえないことが稀でない』障害者やお年寄りを包みこむ、社会的な連帯のなかでつくりだされてこそ、温かみをもつものとなるだろう⁽¹⁰⁾」と、“力不足のもの”を包みこむ「社会的な連帯」が必要であるという問題が提起された。「はじめに」で指摘した2つの論点は、このように展開されたのである。

もっとも、現状が“あるべき福祉”からかけ離れていることを、田沼氏は肌身で痛感していた。「この手帳の交付をうけて更生しようとなさる方には……」という障害者手帳の注意事項にある

(6) 「東京都重度心身障害者手当条例」『東京都令規集6』, 5842-5846頁より抜粋。

(7) 「重度心身障害者手当受給資格認定非該当通知書」, 1994年1月20日。

(8) 田沼筆『私のなかの平和と人権』草の根出版会, 1995年, 194頁。

(9) 同前, 195頁。

(10) 同前。

「更生」の文字を見て、「からだが震えるほどの屈辱を感じた」のもその一例だろう⁽¹¹⁾。非該当決定も同様であった。

田沼氏は自らを「私のように、申請代理人の依頼を含めて、異議申立てができる条件をもつ者は多くはない」ととらえていた⁽¹²⁾。福祉のあり方への問題提起は、力不足のために声をあげえない人びとに代わって、たまたま声をあげる条件をもっている者の責務としてなされたとも言える。しかし、「声をあげる条件をもつもの」との自己規定は、まさに田沼氏を「包みこむ、社会的な連帯」に依拠してこそ可能なことであった。異議申立て申請から2ヵ月後の1994年5月に口頭意見陳述と参考人陳述が行なわれ、田沼氏も意見を述べたが、その記録を見ると病状がどのようなものであったのかがよくわかる。

「・異議申立人 田沼肇

……このテーマが取り上げられるに至った経緯を調べてみると、今日、労働者に対する職業技術訓練の要求とか運動は、一九五〇年代の安保闘争の直前、労働戦線の間で取り上げられ、その後取り上げられた例はありません。……

・異議申立人代理人 田沼祥子

皆さんは、田沼が何をいっているのかおわかりにならなかったかと思います……先ほど『職業訓練』とか『社会主義』というふうに申しましたけれども、あれは『社会福祉』と言いたかったのです。……言葉がうまく出てこなくて、昔から本人が経験し、関係があるような言葉が出てきちゃうんです。……

大体言いたかったことを要約しますと、社会福祉政策というのが労働者の間で問題になるのではなくて、国や経営者の側から今問題になってきている。こういうことに関して、自分は国民とか労働者の立場に立って、社会福祉政策がいかにあるべきかということを一生涯考えている。特に障害者、病人である本人として、こういう自分を含めた障害者や病人の実際の姿というのが理解されていないのではないかと考える。そこで、自分が今経験していることを通して、納得のいかないことを異議申立てという形でしたのだ、ということを知りたいというか、言っているつもりになっているのだと思います⁽¹³⁾。」

祥子氏の“通訳”によって、国民や労働者の立場に立った福祉政策のあり方への問題提起をしたといった田沼氏の考えは、はじめて形をなした⁽¹⁴⁾。また、“代理人”である上田氏も、田沼氏が書いた「労働者の全生涯にわたる生産労働、消費生活、文化を豊かにするための理論にささやかで

(11) 同前。

(12) 同前，194頁。

(13) 「重度心身障害者手当を受給資格認定非該当通知の取消しを求める異議申立て事件口頭意見陳述・参考人陳述速記録」『賃金と社会保障』1135号，1994年8月，55-56頁。これは、上田誠吉「東京都重度心身障害者手当非該当に異議申立て - 田沼肇・祥子さん夫妻の新しい闘い」，「異議申立書」，「田沼肇介護の記録（1994年2月田沼祥子）」とともに掲載された。以下引用にあたり「速記録」，上田「異議申立て」と略記する。

(14) 1990年代の田沼氏の全著述が、程度の差こそあれ、こうした“通訳”を抜きにしてありえなかったことには注意を払う必要がある。

も寄与していきたい」という一文を引用しながら、「彼が自分の直面する現実を投げ出して問いかけているものを汲みとって、この彼の願望をかなえてやりたい」と述べている⁽¹⁵⁾。これらの“連帯”のなかで、田沼氏は、“権利としての福祉”に裏付けられた“生活実態から出発した認定”をすることが、国民や労働者の立場に立った福祉政策のあり方であり、こうした福祉政策の実現が、労働・生活・文化を豊かにする理論形成に寄与すると主張し、その論点の明確化のために提訴に踏み切ったのである。

さらに、被爆者問題に長年取り組んできた経験も提訴を“強く促す”ものであった。「田沼裁判の会」が出したリーフレットで、田沼氏は「訴訟を強く促してくれたのは、原爆と真っ向から向きあい、たたかう被爆者の友人たちの生きる姿勢でした。ささやかながら、『国民の不断の努力』をつくしたい」と述べている⁽¹⁶⁾。被爆者問題との関係については「田沼裁判の意義」の項で論じますが、研究者としての“論点の明確化”，運動者としての被爆者運動との“連帯”，またそれを統合する「国民の不断の努力」という憲法第12条の理念の実践が、提訴の理由であった。

3 裁判の経過と争点

“生活実態から出発した認定”を訴えて非該当の取消しを求めた田沼氏側の主張は、東京都にも裁判所にも認められなかった。裁判の経過にそって、各段階での争点をここで整理しておきたい。

異議申立て段階

1994年3月、都に「異議申立書」を提出し、5月に口頭意見陳述・参考人陳述が行なわれ、9月に「意見書」を提出したが、2年近く（受給申請からは3年近く）経過した96年7月に異議申立ては棄却された。この間に確定診断があり、95年3月に手当の受給を再申請し、ここで受給資格に該当すると認定された。田沼氏はあくまでも“当時の処分に対する不当性を認めて取り消すこと”を求め、異議申立てを取り下げなかった。

この段階での田沼氏側の主張は、(1) 条例の目的にそった運用の要求、(2) 機能喪失を要求する条例適用への異議、(3) 機能喪失の態様認識への異議、(4) 認定判断の矛盾への異議の4点にまとめられる。(1)と(2)は密接に関連しているが、この段階での強調点は(2)にあった。祥子氏は「申請をしたときの指定の診断書の様式及び障害者センターでの診断方法では、こういう神経の難病の介護の複雑さは余り問題にならないような診断の方法だった」と指摘し、「こういう病気の場合には、『常時複雑な介護を要する』という条例の解釈、考え方の枠を広げていただいて、私たちのケースも認めていただきたい」と訴え、「寝たきりにしないためにやっている努力を、国や自治体が支援するのは当然ではなからうか」と、“介護の努力を考慮した適用の要求”という形で(1)と(2)について述べた⁽¹⁷⁾。この点を上田氏は「社会福祉の根本思想」の問題として次のように論

(15) 前掲上田「異議申立て」, 49頁。

(16) 田沼肇「なぜ訴訟を起こしたか」『田沼裁判とは』1997年7月10日号, 3頁。

(17) 前掲「速記録」, 56-58頁。

じている。

「身体も精神も、動かさなければ動かなくなる。筋の固縮と幻覚にとらわれているときに、そのままに推移すれば、間違いなく寝たきりと痴呆に至ることは必定である。……必死の介護の努力によって辛うじて痴呆への迫迫と闘う。社会福祉の側がこうして維持されている能力の残存を理由にして、福祉の提供を拒否する、とすれば、社会福祉の根本思想が問われることになるだろう。

条例は『両上肢及び両下肢の機能が失われ』たことを要求している。『失われ』てからでは遅いのだ。『失われ』ることに逆らう努力にこそ、手は差しのべられなくてはならない。それに手足が幻覚によって不随意に動く場合に、不随意であれ、動くのであれば『機能は失われ』たとはいえない、というはおかしくないか。不随意に動くことも機能を失ったことの一つの態様ではないのか。人間は筋と心の合一体なのだ⁽¹⁸⁾。」

また、上田氏は「この条例の目的が常時複雑な介護を必要とするというその側面に着目して手当を支給することにしているという点に、一層の注意を払うことが必要だろうと思います」と述べた⁽¹⁹⁾。(1) 条例の目的にそった運用の要求は、主要論点である(2) 機能喪失を要求する条例適用への異議の法的根拠として主張されたと考えられる。このように、(1) と(2) の主張は“福祉政策のあり方への問題提起”の性格を強くもっていた。そして、『失われ』てからでは遅い」と(2) を強調する以上、「不随意に動くことも機能を失ったことの一つの態様ではないのか」といった、(3) 機能喪失の態様認識への異議は、この段階では補助的な位置づけであった。

なお、田沼氏は都への申請と同時に国の特別障害者手当の申請を行ない、こちらは認定されていた。そこで、(4) 認定判断の矛盾への異議として田沼氏側は「意見書」を提出し、法と条例の目的や支給対象の要件などを比較した上で、「法の方が条例よりも厳しい要件を掲げている……。申立人が同一の資料に基づき、より厳しい法による資格の認定を受けながら、他方において、より緩かな条例による資格を否定されるのは、福祉行政の分裂といわざるをえない。ここでは双方とも認定するのが正しい」と主張した⁽²⁰⁾。

しかし、東京都の処分庁が出した「決定」は田沼氏側の主張を棄却した。「決定」はまず田沼氏側の「異議申立ての理由」を要約したが、そこに(2) 機能喪失を要求する条例適用への異議は入っていなかった。次に7点の「認定事実」を列挙し、ここではじめて、資格認定のために受けた診察で、担当医が田沼氏の四肢の「機能が失われているものとは認められない」と診断していたことなどが明らかになった。「決定」は最後に棄却の判断理由を5点挙げたが、その要点は第1に、処分は「条例の定める手続に従って適切になされ」、「違法又は不当な点はなく」、第2に、法と条例の「制度、趣旨は本来異なるものであるし」、「医師の診断を受け、その結果に基づいて」処分したのだから、「同一の資料に基づいて、本件処分をしたものではない」というものであった⁽²¹⁾。

(18) 前掲上田「異議申立て」、48頁。

(19) 前掲「速記録」、64頁。前掲「異議申立書」、51頁も参照。

(20) 「意見書」1994年9月10日、7頁。

(21) 「決定」1994年7月11日。

田沼氏はこの「決定」について、診断書を唯一の根拠とした「一方的な判断であり」、「提起した問題点についての判断は」なく、意見書についても「形式的な反論にとどま」と批判した⁽²²⁾。

一審段階

異議申立てが棄却された3ヵ月後の1996年10月、田沼氏は東京地裁に処分取消しの行政訴訟を提起した。上田弁護士のほか、同じく東京合同法律事務所に所属する加納小百合・泉澤章の両弁護士が弁護団となった。資格認定の診察を担当した医師と岩田医師・祥子氏の証人陳述を含め10回の口頭弁論が行なわれ、提訴から2年近く経た98年9月に請求棄却の判決が出た。

一審段階の田沼氏側の主張は、異議申立て段階と同様の4点にまとめられるが、この段階では(1)条例の目的にそった運用の要求に主要論点を移し、条例の趣旨から「常時複雑な介護」の観点をより強調する主張が展開された。

すなわち、「一定の程度以上の重度の肢体不自由」と「常時複雑な介護」が相関した要件であるという当初の主張⁽²³⁾を訂正し、この条例の趣旨は「日常における適切な家庭看護(=『常時複雑な介護』)を必要とする重度の心身障害者への援護をとおして、福祉の増進を図ること」にあり、「その意味で『常時複雑な介護』は……一種の『解釈基準』、『運用基準』となるべきもの」と位置づけなおし、そのうえで、「『支給要件』としての重度の心身障害は、一義的・形式的に認定できるものではなく、四肢の「機能が失われているか否かについての判断は、『常時複雑な介護』を必要としていたか否かを、その『解釈基準』としつつ、検討されるべき」であると論じた⁽²⁴⁾。

また、「常時複雑な介護」を「解釈基準」とすべき根拠として、第二次世界大戦後の「社会保障・社会福祉制度確立の社会的背景」と条例制定の背景を概説し、「20世紀社会が生み出した歴史的成果が、『新しい人権としての社会保障・社会福祉』である」と評価するとともに、この条例が美濃部革新都政の時代の「先進的な福祉政策の一環」であると述べて⁽²⁵⁾、次のように続けた。

「〔条例の眼目は〕重度心身障害者の家庭における介護(その多くは、障害者の家族が担っている)に対して手当を支給することで、同じく重度の心身障害者で障害者収容施設において介護という『現物給付』を受けている者との公平を図ることにある。つまり、所得保障的な観点からではなく、サービスの保障としての観点から、施設サービスの代替措置として、『在宅の介護』に着目し、金銭給付を行うものなのである。……かかる本条例の性格に鑑みるならば、本条例の適用要件解釈に当たっても、本条例の趣旨、すなわち、心身障害者の介護(本条例では『常時複雑な介護』)面に着目した制度であることからの判断が不可欠なのである⁽²⁶⁾。」

このように(1)を主要論点として強調しながら、「新しい人権としての社会福祉における介護と

(22) 前掲田沼筆「なぜ訴訟を起こしたか」、3頁。

(23) 前掲「異議申立書」、50-51頁、および「訴状」1996年10月、8頁。

(24) 「準備書面一」1997年5月13日。

(25) 「準備書面三」1997年9月26日、2-8頁。

(26) 同前、9-10頁。

は、『より良き生』を生きるためのもの、すなわち、生き生きと生活するために寝たきりとなることを防止する、身体の機能を維持することをも含めた介護でなければならない⁽²⁷⁾と、(2) 機能喪失を要求する条例適用への異議の正当性を主張したのである。

さらに、都側が四肢機能の「全廃」を運用基準としていることが裁判の過程で判明し、田沼氏側はこの点に反論を集中して、次のように(2)を論じた。

「条例上、『全廃』などという文言はどこにもない。……制定の経過から見れば、本条例における介護とは、身体機能維持に向けた努力を含めた介護をその対象としていると考えるべきであり、被告都が何らの合理的理由もなく、本条例の運用を四肢機能が『全廃』していることに限ってきたことは、厳に非難されるべきである。

さらに問題なのは、被告都のかかる運用基準が介護者と被介護者の、よりよい生を生きるための必至の努力を踏みにじる基準となっていることである。介護者の必至の努力で、何とか機能維持している被介護者に対し、その努力の結果、四肢が動くことをとりあげ、『あなたの手足は動くのだから、介護手当は出しません。』ということが、どれほど介護者や被介護者の希望を踏みにじる残酷な運用基準であるかが全く顧みられていない⁽²⁸⁾。」

田沼氏側は「身体障害者福祉法」にも言及し、「どれほど生活に不自由があっても、身体に機能的問題がなければ福祉の対象とされないことは不合理であり、生活の実態に見合った福祉が受けられるように、基準が見なおされていくべきである」と従来の等級認定基準を批判し、その観点から、「国の身障者の等級認定基準をそのまま使用している」都側の解釈・運用の不当性を訴えた⁽²⁹⁾。

都側の解釈・運用基準を「全廃説」と名づけた田沼氏側は、都も認める全廃説採用の誤り、にもかかわらず全廃説を採用している実態、全廃説採用により生じる認定判断の矛盾の3点にわたって、さらなる反論を次のように展開した。

第1に、都側は当初、条例の対象者を「随意、不随意を問わず、四肢と体幹機能が全廃の状態」にある者と主張していたが、こうした「全廃説の根拠を原告と裁判長から問われ」た都側はそれを撤回した。第2に、撤回したにもかかわらず都側は実質的に全廃説を維持しつづけている。田沼氏を診断した整形外科医の証言からは、「本来用いることができない基準を、できないと知りつつ採用し運用していた現場の実態が」明らかとなった。また、都のセンターには、田沼氏が受診した当時、「神経内科の医師が常駐していなかった」ことが判明した。この点からも条例の運用実態が整形外科的な形式的基準＝全廃説によっていることが明らかである。第3に、仮に全廃説にたった判定がなされうるとした場合には、田沼氏が1995年3月に手当支給の再申請をし、該当通知を受けた理由を説明できないことになる。田沼氏は現在もなお、状況によっては手足を自らの力で10度以上動かすことができる、すなわち全廃状態ではないからである⁽³⁰⁾。

(27) 同前，13頁。

(28) 同前，13-15頁。

(29) 同前，15-17頁。

(30) 「準備書面四」1998年6月1日，2-18頁。

このように「全廃説」を採用するべきでないことを多面的に論証した田沼氏側は、「適用要件である『機能が失われ』たか否かは、患者の心身の状況と介護の複雑性との、いわば『相関関係』から具体的に判断されるべきである」として、次の3点にわたって(3)機能喪失の態様認識への異議を論じた。第1に、田沼氏の病気の特徴、とりわけ単一の関節を物理的に動かすことはできても、日常生活における動作に不可欠な複数の関節を同時に動かすことができない無動の特徴について詳細に説明し、腕を動かせるかどうかということと日常生活ができるかどうかの判断は「全く次元の違う話」との岩田医師の証言を引きながら、「日常生活では無能の状態」であったと論じた。第2に、認定の根拠となった診断の方法が短時間の問診を中心とする日常的諸動作も行なわせないような杜撰なものであったこと、また、診断医がパーキンソン病の有病率の高さから認定を控えようとした節もうかがえることから、診察に信頼性がないことを主張した。第3に、介護の状況が明らかに「常時複雑な介護」であったと、多くの証拠・証言を引きながら主張し、以上の点から、「当時の原告の身体的状態及び原告を取り巻く介護の状態に鑑みれば、原告の『両上肢及び両下肢』は、明らかに『機能が失われ』た状態であったと言える」と結論した⁽³¹⁾。

対する都側の主張は、当初は異議申立て時の「決定」と同趣旨で⁽³²⁾、すでに引用した全廃説にたつて非該当判定の正当性を述べたが⁽³³⁾、四肢の機能が失われた状態の定義を「東京都重度心身障害者手当取扱要領」にある「身辺処理の用に供し得ない状態」、つまり「日常の身の回りの諸動作に対応できない状態」であると訂正し⁽³⁴⁾、処分時の田沼氏の障害の程度はそうした状態にはなかったと、次のように主張した。

「両上肢についてはスムーズではないが、動く範囲は良いという状態であり、また、両下肢については、筋硬直し支持性が低下しているものの、つかまり立ち、室内介助歩行が可能という状態で、……身辺処理の状況は、支えを要するが椅子に座れる、手すりにつかまって立つことができる、食事はスプーンで何とか可能である、コップで水を飲むことができる時もある、顔を洗いタオルで拭くことが何とか可能であるという状態……であるから……重度の肢体不自由者の要件には該当しないものである。……〔このように〕『常時複雑な介護を要する』という要件を充たしていなかった⁽³⁵⁾。」

また、「別表三号に規定する身体障害を有する者が、『常時複雑な介護を必要とする者』と認定される」とし⁽³⁶⁾、最後にそれまでの主張を証拠・証言から補充・整理しつつ「常時複雑な介護を必要としていたか否かをその解釈基準とすべきである」という田沼氏側の主張については「右解釈を採るべき理由はない」と退け、「原告の障害の程度は、条例別表に定める障害の程度に達していな

(31) 同前、18-55頁。

(32) 「答弁書」1996年12月20日。

(33) 「準備書面(一)」1997年1月21日。

(34) 「準備書面(二)」1997年3月18日、2、5頁。

(35) 同前、3-5頁

(36) 「準備書面(三)」1997年5月13日、3頁。

いことが明らかである」から、処分に違法な点はなく、請求は棄却されるべきであると結論した⁽³⁷⁾。

これら双方の主張に対する東京地裁の判決は、次の3点にまとめられる。第1に、常時複雑な介護を必要とするか否かを判断基準に取り込むことは困難であり、支給要件の緩和は財政事情を含む地方公共団体の政策問題であるとの判断を次のように示した。

『常時、複雑な介護』という概念は、それ自体抽象的であり、その判断が相対的とならざるを得ないこと、支給要件該当性の判定は本件条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについてされることを考慮すると、……支給要件に係る規定の仕方は、医師によって、より客観的に把握し得る障害者の障害の程度に着目し、本件条例別表に定めた程度のものであれば『常時、複雑な介護を必要とする』ものと評価できるとの考え方に立って、受給資格（支給要件）を定めたものと解することが相当である。

『常時、複雑な介護を必要とする』か否かという観点から支給要件を緩和することは、重度心身障害者の福祉を増進することとなるが、地方公共団体において、いかなる要件の者にいかなる程度の福祉措置を講ずるかは、財政事情を含む当該地方公共団体の諸事情の下において決定されるべき政策問題というべきであり、かかる福祉の増進が望ましいとしても、『常時、複雑な介護を必要とする』か否かを別表三号要件の判断基準に取り込むことは困難というほかない。

そうだとすれば、本件条例は、本件条例別表に定める程度の障害を有することは認められない者について、なお、『常時、複雑な介護を必要とする』として本件手当の受給資格を認めるものではないというべきである⁽³⁸⁾。」

判決は第2に、全廃説の採用に合理性を認めつつも、機能喪失判断は総合的考慮の下になされるべきであるとし、無動は当時機能喪失の程度に至っていなかったと次のように判断した。

『機能が失われる』とは、機能が制限され、又は損なわれるという以上に、機能を全面的に喪失することと解することが語義に忠実なものといえるから、その要件を判断するに当たり、『身体障害の程度』という共通する要素を有する制度における類似要件に係る基準を参考とすることは合理性を有するものというべきである。

もっとも、上下肢の機能は上下肢に含まれる関節の可動域、筋力のみならず運動調整機能によって発揮されるものであるから、上下肢の機能が喪失したか否かは個別関節の物理的可動域のみをもって判断されるべきものではなく、関節の可動域、筋力及び運動調整機能を総合的に考慮して、日常生活において必要とされる上下肢の本来の機能を果たすことが全くできない状態にあるか否かによって判断されるべきものといえることができる。……

本件決定時において、『両上肢及び両下肢の機能が失われ』たと評価できる程度の無動が存

(37) 「準備書面（最終）」1998年6月1日。

(38) 「田沼訴訟・東京地裁判決」『賃金と社会保障』1289・90号，2001年1月，123頁。本号には「田沼訴訟・東京高裁判決」と「田沼訴訟・最高裁決定」もあわせて掲載された。

在していたものとは認められない⁽³⁹⁾。」

第3に判決は、介護の質の高さを「細やかな配慮に基づく高度なもの」、「原告にとって唯一の治療ともいうべきもの」、介護者の「肉体的、精神的負担は相当なもの」と認め、「そのような介護を行ってきたが故に……診察当時において、本件診断書に記載されたような機能を維持できていたという面を否定することはできない」と評価しつつも、「条例は、本件手当を、当該障害者がそれまで受けてきた介護の質、内容、程度のいかんにかかわらず、支給資格認定申請当時の当該障害者の障害の程度という、より客観的に判定可能な要件により、支給すべきか否かを決定するとの方式を採用している」と、介護の問題は支給判定の枠外にあると判断した⁽⁴⁰⁾。

控訴審・上告審段階

請求が棄却された翌月の1998年9月に田沼氏は東京高等裁判所に控訴したが、4回の口頭弁論を経て、翌年10月に控訴棄却の判決が言い渡された。控訴審段階での田沼氏側の主張は、東京地裁の判決への反論に力点がおかれた。まず、判決が田沼氏側の主張は「支給要件の緩和」要求であると理解した点を「曲解ないし誤解」と批判し、改めて「常時複雑な介護」の観点から条例の「目的に沿った」解釈がなされるべきであること、全廃概念の採用が誤りであることを主張し、また、認定を支える根拠となった診断書への疑問点を列挙し、診断の誤りを主張した⁽⁴¹⁾。さらに、介護保険の要介護認定の方法との比較の観点から補充的な主張を行なった⁽⁴²⁾。都側の主張に目新しい点はない⁽⁴³⁾。しかし、田沼氏側の反論も補充された主張も、控訴審の判決には次のように何一つ採用されなかった。

「診断の内容に虚偽や不確かな根拠に基づくものがあるとするのは困難である。……

どの程度の障害を持つ者に対して本件手当を支給することとするかは、専ら当該条例の内容をどのようなものとするかという東京都の政策決定に委ねられた問題とせざるを得ないことはいうまでもないところである。……控訴人の主張は、ある意味では、現在する本件条例の定めの内容を離れて、政策論としてあるべき条例の定めの内容を主張するものともいうべきものであり、採用することができない⁽⁴⁴⁾。」

控訴棄却の判決が出たあと、上告するか否かを決めるにあたって、田沼氏は表情と目の輝きによって上告の決意を訴え、周囲からの上告断念の勧めを退けたという。その堅い意志を汲んで1999年10月に「上告及び上告受理申立」が行なわれたが、5ヵ月後の2000年3月、最高裁判所は「本件上

(39) 同前，123-125頁。

(40) 同前，125頁。

(41) 「準備書面一」1999年3月1日。

(42) 「準備書面二」1999年9月6日。

(43) 「準備書面一」1999年4月19日。

(44) 前掲「田沼訴訟・東京高裁判決」，127-128頁。

告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」などとして、上告棄却と上告審不受理を決定した⁽⁴⁵⁾。田沼氏の死去はその5ヵ月後であった。

4 田沼裁判の意義

祥子氏は控訴審判決後のあいさつで次のように述べている。

「今回の訴訟では、弁護士さんをはじめ医療、福祉の関係者のご努力によって、多くの証拠書類をのこすことができました。当初目的とした『病気とはなにか』『障害とはなにか』『介護とはなにか』について考えるきっかけとなり得るのではないかと考えます。介護保険が国民生活の大問題となりつつある現在、私どもの訴訟が明らかにした事実が、人々の役に立つことを願っております。

この夏、田沼筆は病気が重くなり、命の危機でした。9月になり回復しはじめ、立ち直りました。護って下さった多勢の方々のお力をしみじみと感じます。人の和をつくり、共同することについて、あらためて学びました⁽⁴⁶⁾。」

研究者・運動者として田沼氏は、“新しい窓”から得た“福祉のあり方への問題提起”を“社会的な連帯”のなかで形にするべく、全力を尽くした。祥子氏のあいさつにはそのことが凝縮して表わされているのではないだろうか。訴訟の勝敗ではなく、論点の明確化による新しい理論形成への寄与、そして“温かみをもつ”運動の実践こそが、田沼氏の意図したところだった。田沼氏側から見た裁判の意義をここで明らかにしておきたい。

田沼氏自身は、すでに「提訴の理由」の項で触れたとおり、被爆者運動との連帯に意義を認めていた。とりわけ「長崎原爆松谷訴訟」との連帯は特別な意味を持っていた。1997年の『原水協通信』には「2月に判決をむかえる松谷訴訟と、私の起こした東京都に対する行政訴訟は、多くの共通点があります。松谷訴訟の勝利のためにも、私はその共通点に想いを致し、たたかってゆきます」という決意を寄せている⁽⁴⁷⁾。『私のなかの平和と人権』では、松谷訴訟で被爆の後遺症について証言し、その3ヵ月後に亡くなった親友の渡辺千恵子氏について、感慨をこめて書いている⁽⁴⁸⁾。被爆者運動に関わるなかで、とりわけ渡辺氏の生きる姿勢に学ぶところが多かった田沼氏は、「私自身、身体が不自由になったいま、かえりみて、彼女の日常の努力をどこまでわかろうとしたであろうかと、反省をこめて思う」と述べた⁽⁴⁹⁾。提訴は渡辺氏の生きる姿勢にならうことであった。松谷訴訟はまた、原爆症の認定却下処分に対する取消しを訴えるものであった。田沼氏は原爆症認定のあり方に対しても「障害作用の認定は、被爆と被害の実態にこそ依拠しておこなわれるべきであろう」

(45) 前掲「田沼訴訟・最高裁決定」, 128-129頁。

(46) 「田沼裁判の会お知らせ」1999年11月6日。

(47) 田沼筆「久保山愛吉さんのバラ」『原水協通信』636号, 1997年2月6日。

(48) 渡辺氏は田沼氏の病状をいち早く指摘し、「自分をあまやかさず、病氣（自分）とたたかうこと」と励ましたという。前掲田沼筆『私のなかの平和と人権』, 188頁。

(49) 同前, 187-188頁。

と“実態に依拠した認定”に立脚した行政のあり方を求めていた⁽⁵⁰⁾。これらの意味で田沼裁判と松谷訴訟は「共通点」をもっていたのである⁽⁵¹⁾。

また、田沼氏にとってこの裁判は「最終講義」であった。田沼氏が勤めた法政大学の出身で弁護士生活2年目で弁護団に加わった泉澤章氏は次のように書いている。

「先生は、『この裁判での闘いが、私の最終講義です』と言いました。訴訟代理人である新米弁護士の私を含め、この裁判に関わり支援する方たち、相手方である都の職員、そしてこの裁判の裁判官でさえも、全てこの田沼筆最終講義の受講者となるのです⁽⁵²⁾。」

最終講義の受講者として泉澤氏は一審判決後と最高裁決定後に“レポート”を提出し、「財政問題」や「政策問題」という言葉で裁判所も行政も福祉から逃避したと批判した。その結びには「田沼氏が裁判で問いかけた問題は、福祉の分野での権利実現を求める運動において、これからも引き継がれてゆくに違いないし、そうしなければならないと思う」とある⁽⁵³⁾。傍聴や学習活動に参加した看護専門学校生は、「私達は、看護の現場に立った時、問題意識をもって、そこから生の声をとりあげ実践していかなければならないと、きづかされた」と感想を述べている⁽⁵⁴⁾。“逃避”した者がいたとはいえ、最終講義が受講者に与えた影響は、決して小さいものではなかった。

おわりに

13年間の闘病生活のうち裁判に費やした年月は、非該当通知を受けた日から数えて6年2ヵ月に及ぶ。田沼氏は、四肢はおろか眼球を動かすことさえできなくなってもなお、体調が許すかぎり車椅子で出廷し、福祉のあり方を問いかけ続けた。本稿では田沼裁判の意義を全般的に明らかにすることを心がけたが、残された問題は多い。田沼夫妻は充実した介護の実践を“新しい介護の創造”と位置づけて“懸命の努力”を重ねたが、それは葛藤と粘り強い行動の連続でもあった。その具体像は本稿ではほとんど触れえなかった。また、田沼氏が何を問題提起したかについては論じたが、その学問的意義を論じるには力が及ばなかった。さらに、運動のもう一人の中心的担い手である田沼祥子氏については、補助的な役割でしか言及していない。祥子氏は闘病を支えた13年間に介護記録など数多くの文章を発表し、周囲への働きかけをたゆみなく行なったが、そうした活動とその反響についても触れられなかった。田沼氏亡きあとも祥子氏は執筆を続け⁽⁵⁵⁾、2002年5月には介護

(50) 同前、192頁。

(51) 他に田沼筆「渡辺千恵子には及ばないが」『東京革新懇ニュース』160号、1994年7月5日などを参照。

(52) 泉澤章「『田沼裁判』は社会福祉を“創造する”講義」『東京革新懇ニュース』190号、1997年2月5日。

(53) 泉澤章「『個性ある生』を全うするために - 都『重度心身障害者手当条例』処分取消行政訴訟」『法学セミナー』528号、1998年12月、21頁、同「福祉と裁判 - 『田沼訴訟』が問いかけたこと」『賃金と社会保障』1292号、2001年2月、10頁。

(54) 「生きるってどういうこと? - 田沼裁判の文献学習で学んだ事」(東葛看護専門学校地域フィールド報告)、1998年。

(55) 田沼祥子「介護保険認定不服申し立てのすすめ」『婦人通信』509号、2001年2月など。

田沼裁判の意義（松尾純子）

記録を出版した⁽⁵⁶⁾。祥子氏の闘いは今も続いている。田沼裁判の全体像の解明は、少なくともこの夫妻を同格に考察することなしにはなしえない⁽⁵⁷⁾。なお支援団体である「田沼裁判の会」についても、本稿では紙幅の関係上割愛せざるをえなかった。これら残された問題のなかには、それぞれの専門分野、とりわけ福祉や介護問題の研究者が今後取り組むに値する重要なテーマが含まれているのではないだろうか。

田沼裁判資料は大原社会問題研究所にまもなく寄贈され、今後の研究・運動のために公開される。その資料の紹介は近いうちに改めて行ないたい。

〔田沼裁判関連年表〕

1926/4/19 (0)	群馬県桐生市にて出生、東京に育つ
1945～48 (18～21)	東京(帝国)大学経済学部
1948/秋 (22)	鎮目祥子と結婚
1948～49/8 (21～23)	商工省入省調査統計局勤務
1950/4 (23)	法政大学大原社会問題研究所就職
1955 (29)	原水爆禁止運動に参加
1964 (37)	法政大学社会学部教授
1970～71 (43～44)	社会学部長・評議員(78～81 再任)
1979～83 (52～56)	原水爆禁止日本協議会副理事長(83～ 代表理事)
1981/2 (54)	平和と革新をめざす東京懇話会世話人(93/4 常任世話人)
1987/8 (61)	体調不良の自覚。手足のふるえ、こわばり、歩行障害
1988/2	パーキンソン病と診断
1990 (64)	幻覚出現。椅子からの立ち上がり困難
1991/10 (65)	大学往復に祥子付添い介助開始
1992/6 (66)	身体障害者3級1種認定。難病患者福祉手当受給資格認定
1992/10	難病患者通院費受給資格認定
1993/3	法政大学退職。身体障害者2級1種認定
1993/6 (67)	各種ヘルパー派遣サービス利用開始
1993/夏	車椅子使用開始。嚥下・排便・排尿困難。幻覚頻発
1993/8/25	東京都重度心身障害者手当受給資格認定申請
1993/9	特別障害者手当認定
1993/10	構音・発音・読書困難。非常勤講師の更新を断念
1993/11/12	編著『労働運動と企業社会』出版

(56) 田沼祥子文・田邊順一写真『フォト・ドキュメント いのち抱きしめて - 在宅介護13年』日本評論社、2002年。

(57) 田沼祥子氏は1928年生まれ。津田塾専門学校物理化学科を卒業、岩波書店に勤め『岩波科学の本』『育児の百科』などを編集。「介護のようすに接したとき、私はこれは編集者・田沼祥子の“新たな編集大作業”だとその感想を抱いた」との指摘がある(橋本進「人間の尊厳を(解題)」、前掲『いのち抱きしめて』、214頁)。

- 1993/12/01 東京都心身障害者福祉センターで資格認定のため受診
- 1994/1/20 東京都重度心身障害者手当受給資格の非該当決定
- 1994/3/18 東京都知事に対し行政不服審査法にもとづく異議申立て
- 1994/3 老人福祉手当認定
- 1994/5/10 (68) 口頭意見陳述
- 1995/2 入院検査, 進行性核上性麻痺と診断
- 1995/3 再申請により東京都重度心身障害者手当受給資格認定
- 1995/5 (69) 身体障害者1級1種認定
- 1995/5/30 『私のなかの平和と人権』出版
- 1995/夏 四肢無動。姿勢保持困難。構音・発音障害。幻覚抑制薬中止
- 1996/7/11 (70) 異議申立て棄却
- 1996/10/8 東京地方裁判所に処分取消の行政訴訟を提起
- 1996/12/20 第1回弁論。傍聴21人
- 1997/1/21 第2回弁論。傍聴23人
- 1997/3/18 第3回弁論。傍聴27人。田沼裁判の会結成
- 1997/5/13 第4回弁論。傍聴24人
- 1997/7/8 (71) 第5回弁論。傍聴約25人
- 1997/9/26 第6回弁論, 証人: 藤森医師。傍聴約30人
- 1997/11/11 第7回弁論, 証人: 岩田医師。傍聴約30人
- 1998/2/2 第8回弁論, 祥子陳述書他提出。傍聴24人
- 1998/3/7 田沼裁判の会主催第1回勉強会
- 1998/3/20 第9回弁論, 証人: 田沼祥子。傍聴20余人
- 1998/6/1 (72) 第10回弁論, 最終弁論。傍聴約30人
- 1998/8/29 田沼裁判の会主催 第2回勉強会
- 1998/9/30 一審判決, 原告の請求棄却。傍聴約80人
- 1998/10/12 東京高等裁判所に控訴
- 1999/2/6 ブックレット『今日を生きる - 「田沼裁判」が問いかけるもの』発行
- 1999/3/1 高裁第1回弁論。傍聴20人弱
- 1999/4/19 (73) 高裁第2回弁論
- 1999/6/28 高裁第3回弁論
- 1999/9/6 高裁第4回弁論。傍聴30人
- 1999/10/18 東京高裁判決, 控訴棄却。傍聴25人
- 1999/10/29 最高裁判所に上告および上告受理申立
- 2000/2/16 肺炎により入院
- 2000/3/17 最高裁判決, 上告棄却および上告受理申立不受理
- 2000/8/9 (74) 永眠

『私のなかの平和と人権』『療養年表(99.4.10)』『裁判の会ニュース』『田沼肇さんを偲ぶ会』等から作成。

(まつお・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)